

# ひとり親家庭の子育て支援サービス

## 児童扶養手当

ひとり親家庭または配偶者が重度の障害の場合で、18歳までの児童を養育している方に支給している手当です。

### ●受給対象者

次のいずれかに該当する18歳になった最初の3月31日までの児童を養育している方（20歳未満で中度以上の障害がある児童を含む。）

- ①離婚、死亡などで父または母がいない児童
- ②父または母に重度の障害がある児童
- ③婚姻によらないで生まれた児童

他

### ●手当額（令和4年4月1日現在）

- 児童1人・全部支給 月額43,070円  
・一部支給 所得に応じて  
月額43,060円～10,160円
- 児童2人目 月額10,170円～5,090円加算
- 児童3人目以降は 1人につき月額6,100円～3,050円加算

### ●支給制限

児童福祉施設などに入所している場合は受けられません。

### ●所得制限

養育費や同居している親・兄弟などの所得も加味されます。詳しくはお問い合わせください。

### ●申請に必要なもの

戸籍謄本（申請者本人、支給対象児童、ひとり親となった事由の記載のあるもの）、預金口座番号のわかるもの、個人番号確認書類、申請者の本人確認書類、公共料金の領収書（申請者の氏名・住所がわかるもの）、ほかに個別の事情に応じた必要書類があります。

### ◆問合せ先

福祉保健部子育て支援課子育て支援係  
☎（3546）5350・5351

## 児童育成手当

ひとり親家庭または配偶者が重度の障害の場合で、18歳までの児童を養育している方に支給している手当です。

### ●受給対象者

次のいずれかに該当する18歳になった最初の3月31日までの児童を養育している方

- ①離婚、死亡などで父または母がいない児童
- ②父または母に重度の障害がある児童
- ③婚姻によらないで生まれた児童

他

### ●手当額

1人につき月額13,500円

### ●支給制限

児童福祉施設などに入所している場合は受けられません。

### ●所得制限

扶養親族の人数によって異なります。詳しくはお問い合わせください。

### ●申請に必要なもの

戸籍謄本（申請者本人、支給対象児童、ひとり親となった事由の記載のあるもの）、預金口座番号のわかるもの、個人番号確認書類、申請者の本人確認書類、公共料金の領収書（申請者の氏名・住所がわかるもの）、ほかに個別の事情に応じた必要書類があります。

### ◆問合せ先

福祉保健部子育て支援課子育て支援係  
☎（3546）5350・5351

## ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭などの方が病気やケガなどをしたとき、安心して病院などで受診できるように医療費の自己負担分の全部または一部を助成しています。

### ●対象者

次のいずれかに該当する健康保険に加入している18歳になった最初の3月31日までの児童（中度以上の障害がある場合は20歳未満）と、その児童を養育している方

- ①離婚、死亡などで父または母がいない児童
- ②父または母に重度の障害がある児童
- ③婚姻によらないで生まれた児童

他

### ●支給制限

生活保護を受けている場合や、児童福祉施設に入所している場合は受けられません。

### ●所得制限

養育費や同居している親・兄弟などの所得も加味されます。詳しくはお問い合わせください。

### ●助成の範囲

- ・住民税課税世帯 各種保険適用の自己負担分の一部を助成
- ・住民税非課税世帯 各種保険適用の自己負担分全額、入院時の食事療養標準負担額を助成

### ●申請に必要なもの

戸籍謄本（申請者本人、支給対象児童、ひとり親となった事由の記載のあるもの）、健康保険証（申請者本人・支給対象児童）、個人番号確認書類、申請者の本人確認書類、公共料金の領収書（申請者の氏名・住所がわかるもの）、ほかに個別の事情に応じた必要書類があります。

### ◆問合せ先

福祉保健部子育て支援課子育て支援係  
☎（3546）5350・5351

## ひとり親家庭ホームヘルプサービス

ひとり親家庭で日常生活を営むのに著しく支障が生じたときに、ホームヘルパーを派遣します。

### ●対象となる家庭

義務教育修了前の児童のいるひとり親家庭で、就職活動や疾病、冠婚葬祭などにより、家事または育児などの日常生活に支障が生じ、ホームヘルプサービスの必要があると認められる家庭

### ●サービス内容

育児（子どもの見守り）、家事（食事の支度、洗濯、掃除など）

### ●派遣の上限

- ・派遣時間 午前7時～午後10時までの間  
育児：原則2時間以上4時間以内  
家事：原則2時間以内
- ・派遣回数 原則として月12回まで

### ●利用者負担金

申請者本人の所得に応じた費用負担があります。

### ◆問合せ先

福祉保健部子育て支援課子育て支援係  
☎（3546）5350・5351

## ひとり親家庭休養ホーム

ひとり親家庭の方がレクリエーションや休養のために区の指定した施設を利用する際に、利用料金の一部を助成します。

### ●対象者

児童育成手当を受給している方および手当の支給対象児童（3歳未満の方は対象外）

### ●助成額

4月から翌年3月までの1年間で宿泊施設1泊、日帰り施設1回まで

- ・宿泊施設 大人（12歳以上）1泊 7,000円以内  
小人（3歳以上12歳未満）  
1泊 6,300円以内
- ・日帰り施設 1回 3,000円以内  
※助成額を超えた分は自己負担になります。

### ◆問合せ先

福祉保健部子育て支援課子育て支援係  
☎（3546）5350・5351

## ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母または父子家庭の父の就労促進のため、区が認める教育訓練講座を受講する場合に、費用の一部を助成しています。事前に面談が必要です。

### ●対象者

児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあり20歳未満の児童を扶養している方

### ●助成額

費用の60% (上限があり、講座によって上限額が異なります。12,000円以下の場合は支給対象外です。)

### ◆問合せ先

福祉保健部子育て支援課子育て支援係  
☎ (3546) 5350・5351

## ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母または父子家庭の父の就業に有利な資格取得のため、一定期間以上養成機関で修業する場合に、訓練促進給付金を支給します。事前に面談が必要です。

### ●対象者

児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあり20歳未満の児童を扶養している方

### ●対象となる資格

看護師、介護福祉士、保育士、製菓衛生師、調理師など

### ●支給額

	住民税非課税世帯	住民税課税世帯
訓練促進給付金(月額)	141,000円	70,500円 (最後の12か月は 110,500円)
修了支援給付金	50,000円	25,000円

### ◆問合せ先

福祉保健部子育て支援課子育て支援係  
☎ (3546) 5350・5351

## 母子生活支援施設

母子家庭のための施設として、生活上の問題を抱えているため子どもの養育が十分にできない場合に、母子で入所することができます。

### ●支援の内容

- ・ 居室の提供
- ・ 母子指導員による自立・生活支援

### ●利用者負担金

所得に応じた費用負担があります。

### ◆問合せ先

福祉保健部子育て支援課子育て支援係  
☎ (3546) 5350・5351

## ひとり親世帯への住宅支援

住宅に困窮しているひとり親世帯を対象に設置している区立住宅です。あき家が発生した場合に募集しています。

### ●申込資格

- ①区内に引き続き1年以上居住していること、または、中央区を通じて母子生活支援施設に入所していること
- ②同居者が扶養関係にある18歳未満の児童のみで、配偶者のいないひとり親世帯であること
- ③年間所得金額が240万円以内であること

- ④現に住宅に困っていること
- ⑤暴力団員でないこと

なお、都営住宅においては、ひとり親世帯を対象に、抽選の当選確率が高くなる制度や住宅困窮度の高い順にあっせんする募集方式(ポイント方式)があります。

### ◆問合せ先

都市整備部住宅課住宅管理係  
☎ (3546) 5467・5470

## ひとり親家庭レクリエーション

ひとり親家庭の親子を対象とした「親子観劇会」を年1回実施しています。

### ●対象者

児童育成手当の受給者とその世帯の18歳以下の児童

### ◆問合せ先

福祉保健部子育て支援課子育て支援係  
☎ (3546) 5350・5351

## ひとり親家庭日帰りバス研修

ひとり親家庭の親子を対象に、相互の交流やレクリエーションを目的とした研修を、中央区ひとり親家庭福祉協議会との共催で年1回実施しています。

### ●対象

おおむね4歳以上中学生以下の児童と一緒に参加できる区内在住のひとり親世帯

### ●時期

毎年7月下旬ごろ

### ◆問合せ先

中央区社会福祉協議会 在宅福祉サービス部  
☎ (3206) 0603

## 東京都母子及び父子福祉資金貸付

母子家庭または父子家庭の生活の安定と、その児童の福祉の増進を図るために、各種資金の貸し付けを行っています。

必ず支払い・契約前に事前にご相談ください。

### ●対象者

都内に6か月以上居住しているの母子家庭の母または父子家庭の父で、20歳未満の児童を扶養している方

### ●連帯保証人

原則として連帯保証人が1人必要です。

### ●償還方法

期限内に月賦・半年賦、または年賦による元利均等償還となります。

### ●貸付金の種類

事業開始資金・事業継続資金・修業資金・就職支度資金・住宅資金・転宅資金・医療介護資金・技能習得資金・生活資金・結婚資金・修学資金・就学支度資金

### ◆問合せ先

福祉保健部子育て支援課子育て支援係  
☎ (3546) 5350・5351

## 女性福祉資金貸付

女性の方が経済的に自立して、安定した生活ができるように各種資金の貸し付けを行っています。

必ず支払い・契約前に事前にご相談ください。

### ●対象者

区内に居住し、かつ都内に6か月以上居住している配偶者のいない方で、次のいずれかに該当する方  
(1)25歳以上で、親・子・兄弟姉妹などを扶養している方

(2)25歳以上で、かつて配偶者のいない女性として児童を扶養していたことがあり、親・子・兄弟姉妹などを扶養していない方

(3)40歳以上で、婚姻したことがあり、親・子・兄弟姉妹などを扶養していない方

※(2)、(3)に該当する方は、年間所得額が2,036,000円以下であることも必要です。

### ●保証人

原則として保証人が1人必要です。

### ●償還方法

期限内に月賦・半年賦、または年賦による元利均等償還となります。

### ●貸付金の種類

事業開始資金・事業継続資金・住宅資金・転宅資金・医療介護資金・生活資金・結婚資金・技能習得資金・就職支度資金・修学資金・就学支度資金

### ◆問合せ先

福祉保健部子育て支援課子育て支援係  
☎ (3546) 5350・5351